

J - クレジット制度 モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）(案) の概要

1 . 目的

プロジェクト実施者が、吸収量及び排出量を適切にモニタリング及び算定するために従うべき事項を定めることを目的とする。

2 . モニタリング方法の分類

吸収量及び排出量の算定に当たっては、以下の6つの項目をモニタリングする必要がある。

表 吸収量及び排出量の算定に必要となるモニタリング項目

モニタリング項目	概要
面積	森林施業（間伐、主伐及び植林等）が実施された樹種別及び林齢別の森林の面積
幹材積成長量	単位面積当たりの幹材積の年間成長量
容積密度	幹材積成長量をバイオマス量（乾燥重量）に換算するための係数
拡大係数	幹のバイオマス量に枝葉のバイオマス量を加算補正するための係数
地下部率	地上部バイオマス中のCO ₂ 吸収量に、地下部（根）を加算補正するための係数
地位	林地の材積生産力を示す指数

3 . モニタリングエリア

面積、幹材積成長量、容積密度、拡大係数及び地下部率については、森林施業（間伐、主伐及び植林等）、樹種及び林齢別にモニタリングエリアを設定しなければならない（小班単位の場合や小班がさらに分割される場合もある。）。

地位については、森林施業を実施した森林を一定の範囲でまとめてモニタリングエリアとすることができる。当該モニタリングエリアの地形及び林相等の代表性を有する箇所・位置にモニタリングを行う「モニタリングプロット」を設定し、その結果をモニタリングエリア全体に適用する

4 . 面積のモニタリング方法

面積は、実測しなければならない。測定作業に当たっては、実測者の経験及び能力が精度に大きく影響を与えることから、林業従事者等の高い専門技術を有した実測者が測定に当たる必要がある。

5．幹材積成長量のモニタリング方法

幹材積成長量については、原則として、都道府県の林業試験機関等が作成したプロジェクト実施地の森林に適した収穫予想表（林分収穫表）を使用しなければならない。LYCS（ライクス）等のシステム収穫表又はその他の文献・資料を活用することもできるが、第三者（学術論文へのレビュアー等）のチェックが入っていない資料から幹材積成長量を引用する場合は、当該根拠資料の妥当性について妥当性確認機関の確認を受けなければならない。

6．容積密度、拡大係数、地下部率のモニタリング方法

容積密度、拡大係数及び地下部率については、原則として、「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」を使用しなければならない。その他の文献・資料を活用することもできるが、第三者（学術論文へのレビュアー等）のチェックが入っていない資料から拡大係数等を引用する場合は、当該資料の妥当性について妥当性確認機関の確認を受けなければならない。

7．地位のモニタリング方法

地位は実測により特定しなければならない。具体的なステップは以下のとおり。

- 1．モニタリングプロットを設定する小班の決定
- 2．モニタリングプロットにおける上層（平均）樹高の測定
- 3．測定した樹高と林齢を地位指数曲線に代入することによる対象森林の地位の特定

以 上